

中野区監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、令和5年度定期(財務)監査、定期(工事)監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、区長、教育委員会及び選挙管理委員会から通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年10月23日

中野区監査委員	海老沢 憲 一
同	武 藤 英 一
同	山 本 たかし
同	平 山 英 明

6 中 総 防 1 0 6 4 号
令 和 6 年 9 月 3 0 日

中野区監査委員 様

中野区長 酒 井 直 人

各種監査結果の報告に係る措置状況について

このことについて、令和5年度に実施された下記の監査の結果に関する報告を受け、当該監査結果に基づき、指摘された事項について措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

記

1 監査の結果に関する報告

(1)令和5年度定期(財務)監査

(令和6年1月24日付5中監第904号)

(2)令和5年度定期(工事)監査

(令和6年2月21日付5中監第988号)

(3)令和5年度財政援助団体等監査

(令和6年2月22日付5中監第971号)

(4)令和5年度行政監査

(令和6年3月27日付5中監第1130号)

2 指摘された事項についての措置状況

別紙「令和5年度監査指摘事項に対する措置状況」のとおり。

中野区監査委員 様

中野区教育委員会

各種監査の指摘事項に対する措置状況について

令和6年6月26日付、6中監第365号により照会のありました中野区教育委員会としての各種監査の指摘事項に対する措置状況について、別添のとおり報告いたします。

6 中 選 第 6 9 0 号
令和 6 年 9 月 3 0 日

中野区監査委員 様

中野区選挙管理委員会

各種監査結果の報告に係る措置状況について

このことについて、令和5年度に実施された下記の監査の結果に関する報告を受け、当該監査結果に基づき、指摘された事項について措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

記

1 監査の結果に関する報告

(1) 令和5年度定期(財務)監査

(令和6年1月24日付5中監第904号)

2 指摘された事項についての措置状況

別紙「令和5年度監査指摘事項に対する措置状況」のとおり。

令和5年度監査指摘事項一覧

監査名	指 摘 事 項	所管組織
定期 (財務)	1 補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの	・企画部企画課 ・総務部防災危機管理課 ・子ども教育部 保育園・幼稚園課 ・地域支えあい推進部 地域活動推進課 ・教育委員会事務局 指導室 ・選挙管理委員会事務局
	2 他の要綱を準用して支払を行っていたもの	・都市基盤部建築課
	3 業務履行後に契約締結したもの	・子ども教育部 児童福祉課
	4 複数年度にわたり消耗品受払簿が作成されていなかったもの	・中野第一小学校
	5 支出していないにもかかわらず支出したものとして精算処理をしたもの	・子ども教育部 児童福祉課
定期 (工事)	不適正な変更契約を行っていたもの	・まちづくり推進部 中野駅周辺まちづくり課
財政援助 団体	1 誤りのある収支報告書により、補助金の確定を行っていたもの	・健康福祉部福祉推進課 (社会福祉法人中野区社会福祉協議会)
	2 誤りのある収支報告書により、指定管理料の精算を行っていたもの	・教育委員会事務局 学務課 (株式会社フードサービスシンワ)
	3 事業計画書に係る適正な受理手続を欠き、かつ、そのことについて不適切な説明を行っていたもの	・教育委員会事務局 学務課
行政	なし	

※ 教育委員会事務局が受けた指摘事項【定期（財務）1・4、財政援助団体等2・3】については教育委員会事務局が、また、選挙管理委員会事務局が受けた指摘事項【定期（財務）1】については選挙管理委員会事務局が、それぞれ中野区監査委員宛て通知する。

令和5年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項1－1

所 管 組 織	企画部 企画課	団体名
指摘の内容	・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。	
原因・理由	起案を作成する際に【中野区予算事務規則第15条の2第2項】を失念し、処理を進めてしまった。 また、事務処理マニュアル等が整備されておらず、作業手順が明文化されていなかった。	
講じた措置の内容	・適切な会計事務を徹底するため、改めて例規や手引き等を確認し理解を深める。 また、事務処理マニュアルを作成し再発を防止する。	

定期（財務）監査指摘事項 1－2

所 管 組 織	総務部 防災危機管理課	団体名
指摘の内容	・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。	
原因・理由	(1)令和4年度東京都避難所感染症対策物資購入支援事業補助金の交付申請について、財政課長へ協議が必要であることを失念して決裁を行っていた。 (2)自動通話録音機事業に対する補助金について、令和4年度から東京都補助金主管課及び要綱が変更されたことに伴い、東京都生活文化局主管の消費者行政強化交付金事業の補助金を活用することになったため、東京都への申請、精算報告等事務処理についても、区民部区民文化国際課消費生活センターを通して一括して行うよう東京都から指示があった。 このため、自動通話録音機事業に対する補助金は生活・交通安全係が主管となるが、令和4年度の財政課長への協議についても、財政課に事前確認のうえ、消費生活センターにて一括して協議を行ったが、生活・交通安全係の起案でその旨の記載が漏れてしまった。	
講じた措置の内容	(1)令和4年度予算執行方針を改めて確認した。また事務手続きを進める中で、過去の類似事例の確認、複数人で内容を確認することを徹底する。 (2)年度当初の事業起案に併せて、財政課協議についても消費生活センターにて協議する旨を記載する。併せて消費生活センターと連携を密にし、補助金事業を進める。	

定期（財務）監査指摘事項 1－3

所 管 組 織		団体名
子ども教育部 保育園・幼稚園課		
指摘の内容	・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。	
原因・理由	中野区予算事務規則第15条の2第2項では、「補助金、交付金及び委託金」と記載があり、負担金は含まれないと認識してしまい協議を行わずに起案してしまった。スケジュール等の問題で協議を行わなかったのではなく、財政課に確認を取らず誤認識のまま担当課内で判断してしまったことが原因である。	
講じた措置の内容	・事案決定の際に担当者、決裁者共に確認を徹底することで協議を失念しないようにする。また、処理案件が協議が必要な事項かはっきりしない場合は財政課に問い合わせるなど、確認を行い再発防止に努める。	

定期（財務）監査指摘事項 1－4

所 管 組 織	地域支えあい推進部 地域活動推進課	団体名
指摘の内容	・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。	
原因・理由	(1)人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金【精算報告】 事案決定規程に「精算(実績)報告」とあるため、「実績報告」時に財政課長への協議を行えば精算時は不要だと担当者が誤認した。 (2)一般コミュニティ助成事業【申請・実績報告】 コミュニティ助成金は、東京都を経由して、(一財)自治総合センターへ申請・実績報告を行い、雑入で受け入れるため、従来より、補助金、交付金及び委託金に該当しないものと誤認していたため。	
講じた措置の内容	(1)人生100年時代セカンドライフ応援事業補助金【精算報告】 本指摘を踏まえ、令和5年度は精算時に財政課長協議を行った。 (2)一般コミュニティ助成事業【申請・実績報告】 本指摘を踏まえ、令和6年度申請分より財政課長協議を行った。 今後は、根拠規程を複数人で確認し、運用に疑義がある場合は担当部署に確認することとする。	

令和5年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項1－5

所 管 組 織	教育委員会事務局 指導室	団体名
指摘の内容	・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。	
原因・理由	補助金に係る申請は、通常事務係が対応しているが、本事案は指導主事が単独で実施計画分と誤って起案、提出をしてしまったため、財政課長への協議が行われていなかった。また、マニュアルや内規は無く、担当者が独自で締切りに間に合うように対応していた。そのため、課内の決裁も統括指導主事から室長の決裁で完了し、事務係が関与できる余地はなかった。 補助金に係る申請は前例踏襲で行っているケースが多く、実績報告について、財政課協議が必要である認識を事務係と指導主事が強く共有できていなかったことが原因である。	
講じた措置の内容	・指導主事と連携を強化しているところであり、補助金の申請だけでなく外部との協議が必要になるケースを周知徹底し、再発防止に努める。	

令和5年度監査指摘事項に対する措置状況

定期（財務）監査指摘事項1－6

所 管 組 織	選挙管理委員会事務局	団体名
指摘の内容	・補助金等に係る財政課長への協議が行われていなかったもの 中野区予算事務規則第15条の2第2項は、「補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたっては、財政課長に協議をしなければならない。」と規定している。 企画課など6か所の課・室等においては、財政課長への協議が行われていなかったものが7件あった。 令和4年度予算執行方針では、国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案は、財政課との協議事項である旨、周知されている。さらに、定期（財務）監査でも、監査事務局長からの伝達注意事項として、毎年度、財政課長への協議の実施を求めてきたところである。 こうした周知、注意にもかかわらず、財政課長への協議を怠ったのは、不適正である。	
原因・理由	選挙事務繁忙期に処理していたため、予算事務規則の確認を失念し、事務処理を進めてしまった。また、複数での確認も出来ていなかった。 また、前年度にも同様の処理を行った案件があったが、それについては協議事項には当たらないという判断であったため、本件についても同様に不要であると判断してしまった。	
講じた措置の内容	・補助金、交付金又は委託金の交付申請又は精算報告にあたる案件については、必ず複数での確認を徹底することを局内で周知した。また、歳入に関することは、局内予算担当者に必ず報告・連絡・相談することとした。	

定期（財務）監査指摘事項2

所 管 組 織	都市基盤部 建築課	団体名
指摘の内容	・他の要綱を準用して支払を行っていたもの 「中野区非木造住宅及び緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成要綱」に基づく、耐震診断に係る費用の助成においては、完了報告に添付する書類として、耐震診断に係る費用の明細書及び領収書を定め、申請者に対して助成金が交付されるものである。 しかし、建築課においては、同要綱に定められたものと異なる書類が添付され、委任状に基づき助成対象事業の施工者に助成金が交付されていたものがあつた。この交付は、別要綱に規定された施工者への委任払いを用いて交付されたものであつた。 施工者に、別の要綱の規定を中野区事案決定規程に基づく決定をすることなく準用して助成金を交付したことは、不適正である。	
原因・理由	当該の助成については耐震診断施工者への委任払いとしたため、完了報告時の耐震診断に係る費用の明細書の写し及び領収書の写しは徴取していなかった。施工者への委任払いについては、制度利用者の利便性を考慮してではあるが、他の助成要綱である「中野区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱」に規定した施工者への委任払いを準用し運用してしまった。	
講じた措置の内容	・「中野区非木造住宅及び緊急輸送道路等沿道建築物耐震診断助成要綱」へ施工者への委任払い（その場合の添付書類も含めて）について規定する要綱改正を行った。 ・助成金の交付等にあたっては、該当する助成要綱等の規定を確認することを課内で周知徹底した。	

定期（財務）監査指摘事項3

所 管 組 織	子ども教育部 児童福祉課	団体名
指摘の内容	・業務履行後に契約締結したもの 区における契約の流れは、予算執行の決定を経て、見積合わせ等により契約業者を決定し、契約書を取り交わした後に履行となる。 児童福祉課においては、中野区子ども・若者支援センター分室でのバス旅行におけるバス運送契約において、予算執行の決定前に徴収した参考見積でバス事業者を決定し、予算執行の決定後に必要な見積合わせを行わないままに、バス旅行後に契約書を取り交わしていた。 同様の手続でのバス運送契約は、7月、9月、12月の3回にわたり行われていた。 バス事業者との所要の見積合わせを行わず、バス運行後に初めて契約を取り交わすなど、区が定める契約手続に著しく反する取扱いをしているとともに、契約書を取り交わしていない状態でバスに児童を乗車させたこと、さらに、複数回行われていたことは、不適正である。	
原因・理由	（経過） 見積書は事業計画を定める際に参考徴収したもので、予算執行起案後に改めて見積書を徴収することを失念し、参考徴収した見積書で見積り合わせを行い、契約業者の決定を行った経緯がある。 負担行為額は、口頭による実績報告を受け、確定額で決定を行っていた。 （原因・理由） 契約・会計事務の基本理解が徹底されていなかった。 また、事務所開設年度にあたり複数で事務処理の確認を十分に行う体制の確保も難しい状況があった。	
講じた措置の内容	・事務所内での経理事務を一括して担当する管理係において、研修・OJTにより改めて契約・会計事務の基本理解を徹底する。 ・適正な手順（予算執行の決定後に必要な見積合わせを行い、負担行為が行われているか等）や、契約方法に応じた支払い（当該契約においては総価契約に応じた支払い）を複数人で確認し、事務処理を行う。 ・令和5年度において事務職員1名を増員し体制の安定化を図った。	

定期（財務）監査指摘事項4

所 管 組 織	教育委員会 中野第一小学校	団体名
指摘の内容	・複数年度にわたり消耗品受払簿が作成されていなかったもの 中野第一小学校においては、平成31年4月1日の学校再編後の開校時から、指定消耗品（郵券）の消耗品受払簿が作成されていなかった。 中野区物品管理規則第26条では、指定消耗品について、「消耗品受払簿」を備え、使用状況及びその残高を明らかにし、適正に整理保管することとされている。 また、物品管理の手引きでは、在庫確認の時期及び消耗品受払簿の記載内容について明確化を図るため、物品管理者が、使用の有無にかかわらず月末毎に使用状況及び在庫の点検を行うこととされている。 このように指定消耗品については、適正な整理保管が求められていたにもかかわらず、消耗品受払簿が作成されていなかったことは、不適正である。	
原因・理由	中野第一小学校は旧桃園小学校及び旧向台小学校が統合し、平成31年4月1日に開校した。本来であれば、旧2校の平成31年3月31日時点の残郵券を合算し「平成31年4月1日受入」として、中野第一小学校の消耗品受払簿（郵券）を作成すべきであった。 中野第一小学校開校時の事務担当者は向台小から引続いた事務職員であり、中野第一小学校としての郵券の消耗品受払簿を作成しなければならないことは理解していた。しかし、2校分の荷物の整理ほか開校時の業務の多忙さに追われ、消耗品受払簿を作成する機会を逸した。 令和2年4月に校長が異動し、新校長の指示のもと郵券の消耗品受払簿が作成されたが、記載及び確認は令和2年6月で中断している。これはコロナによる休校・分散登校で学校だより等の外部への郵送はなくなり、郵券を使用する機会がなかったため、作成を中断したと考えられる。以降令和4年度末（令和5年3月31日）まで郵券の消耗品受払簿は作成されていない。 平成29年8月28日付29中会第515号の通知により、毎月一回は物品管理者が点検しなければならないことを、事務職員は理解していた。しかし上記のとおり開校時より消耗品受払簿を作成していなかったため、自ら物品管理者の確認を受けるべく申し出ることができなかった。また、物品管理者も、郵券購入の決済事務がなかったため、郵券の消耗品受払簿の確認について意識が低くなり怠ってしまった。	
講じた措置の内容	・令和5年3月17日付4中会第1228号の通知に基づき、令和5年度からは新様式の消耗品受払簿により、電子データにて郵券の管理を行っている。 ・電子データは学校フォルダに格納され、物品管理者も場所を知っており、随時、その記載内容や執行状況を確認することができる。 ・月一回の物品管理者の点検については、事務職員からの働きかけと共に、物品管理者が Outlook カレンダーのアラーム設定等により、忘却することなく確実に実行できるようにしている。	

定期（財務）監査指摘事項5

所 管 組 織	子ども教育部 児童福祉課	団体名
指摘の内容	・ 支出していないにもかかわらず支出したものとして精算処理をしたもの 児童福祉課においては、令和4年4月分の駐車場使用料の資金前渡金 10,000 円について、本来支出していない 880 円を支出したものとして精算処理をしていた。 この精算処理については、会計室から支出証拠書類の未添付が指摘され、所管において再度確認したところ、当該 880 円は支出されておらず金庫内に残置されていたことが判明した。 所管での資金前渡金の支払、精算にあたり、現金出納票の記載に誤りがあり、また、必要な書類の確認が行われず、現金残高の正確な把握も行われていなかった。その結果、支出していない金額を支出したものと錯誤し精算処理が行われたことは、不適正である。	
原因・理由	（経過） 本件は、コインパーキングの利用があったものと思い込み、担当者が精算・戻入処理を行ってしまったものである。後日会計室より、支出証拠書類が添付されていない旨の報告を受け、改めて搜索等を行った結果、実際にはコインパーキングを利用せず支出は行われなかったこと、資金前渡した 880 円が別途封筒に入った状態で金庫に保管されていることを発見し、追加戻入をした。 （原因・理由） 金庫内での現金保管が視覚的に確認しやすい状況となっていなかった。 資金前渡金使用にかかる事前連絡や実際の使用状況について職員間の連絡及び情報共有が不十分であった。 また、事務所開設年度にあたり複数で事務処理の確認を十分に行う体制の確保も難しい状況があった。	
講じた措置の内容	・ 現金を入れたファスナーケース及び金庫の中を整理しておき、現金が厳重に管理されている状態にしておく。ファスナーケース以外での現金保管をしないように周知徹底する。 ・ 現金出納票を常に最新の状態にしておき、現金出納票上の残額とファスナーケースの中の金額が一致しているか定期的に複数人で確認し、精算時についても複数人で確認を行う。 ・ 令和5年度において事務職員 1 名を増員し体制の安定化を図った。	

定期（工事）監査指摘事項

所 管 組 織	まちづくり推進部 中野駅周辺まちづくり課	団体名
指摘の内容	・不適正な変更契約を行っていたもの 中野駅新北口駅前広場追加基本設計及び関係機関協議支援業務委託は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等が想定される中、企画提案公募型事業者選定により事業者を選定し、履行期限を令和4年3月15日として、令和3年6月10日に契約締結をしていた。この第1回の変更契約は、同大会の開催等による警視庁の業務過多、人事異動により、予定した協議を開始できない状況が続いたことを理由に、当初工期内に業務完了が見込めないとして、履行期限間際の令和4年3月9日に年度を超えた同年9月30日を履行期限とする変更契約を締結していた。このことについては、不適正な変更契約であるとして契約課が所管を指導していた。 しかし、所管は警視庁協議が停滞していることやこれに関連して他の関係機関との協議についても同様に完了ができない状態であることから、令和4年9月29日に履行期限を令和5年1月31日に再延長する第2回の変更契約を締結していた。 中野区契約事務規則では「総務部長等が契約締結の手續に通常必要とする期間及び契約履行期限を勘案して、その時期を失することのないようにしなければならない。」とされており、第1回の変更契約時に契約課から指導を受けていたにもかかわらず、再度履行期限を履行期限間際に延長したこと。また、警視庁等との協議状況の把握をせず、その後の見通しも不十分であったため、当初契約で9か月とした履行期間を第1回の変更契約と併せ10か月も延長したことは、不適正な事務処理である。	
原因・理由	第1回の変更契約は年度を超えた変更契約となることから、内部事務手続きに長時間を要し、履行期限直前の変更となった。第2回の変更契約は第1回の変更後に警視庁から地区一体協議の要請や下水道局の一部変更に伴う協議やり直しに加え、委託業者への進捗管理が十分でなかったため、進捗状況の把握が遅くなり、変更契約が直前となった。 また、第1回と第2回の変更契約で併せて10ヶ月延長したのは、難易度が高い協議・調整が華々奏しているなかで、監督職員が協議・調整に要する時間の認識が不足していたこと、区が各関係機関と連絡調整を行い、委託先を指導することが十分に出来ていなかったこと、警視庁協議に時間を要したことや警視庁からの地区一体協議の要請、下水道局の一部変更に伴う協議のやり直しが生じたことなどが原因である。	
講じた措置の内容	・工事監査指摘事項の部課長会やチームミーティングでの情報共有 ・委託業者の進捗管理把握の徹底 ・課内で複数進行中の警視庁協議状況を把握するため、中野駅周辺まちづくり課の警視庁協議担当を指名し、一元管理 ・進捗管理を徹底するため、スケジュールと課題リストを共有 ・委託の正しい履行期限の設定や進捗管理、関係機関協議の対外調整の実施方法のチームミーティングを活用して共有 ・庁内でのチームミーティングに加えて、委託先との定例会議のなかで課題リストを活用して進捗管理を行う	

財政援助団体等監査指摘事項 1

所 管 組 織	健康福祉部 福祉推進課	団体名
		社会福祉法人 中野区社会福祉協議会
指摘の内容	・ 誤りのある収支報告書により、補助金の確定を行っていたもの 「中野区社会福祉協議会に対する補助金の交付に関する要綱」に基づく社会福祉法人中野区社会福祉協議会への補助金については、あらかじめ区が補助対象となる経費の算定方法等を協議会に通知し、補助金の交付が行われていた。 令和4年度分の補助金の実績報告において、事業者は、非常勤職員に係る補助金充当額や、補助金から差し引くべき収入の算定に誤りのある収支報告書を所管に提出し、所管は当該収支報告書に基づき補助金を確定していた。 この結果、誤った額の補助金が確定されていた。 事業者が誤った収支報告書を提出したこと、所管はその精査を怠り、収支報告書の誤りに気づかず補助金の確定を行ったことは不適正である。 なお、誤った収支報告に基づく本補助金の確定については、同課及び同協議会に対し令和3年度の本監査においても不適正な事例として指摘したところである。	
原因・理由	令和3年度の財政援助団体等監査で指摘を受けたのは、本来、補助対象ではない事務局長の管理職手当を含めて補助金を確定してしまったものであり、それ以降は補助方針との適合や金額について、複数職員での確認を行ってきた。 令和4年度については、団体との算定基準の認識に齟齬があったこと、人件費の時間単価の確認を行わなかったこと、都の補助額の変更を把握しなかったことが原因である。	
講じた措置の内容	・ 補助金の実績報告にあたって、社会福祉協議会と区で同じ認識にたって補助方針に適合した報告・点検ができるよう、報告金額の内訳を記載するよう改めるとともに、チェック表や補助対象経費及び補助基準額についての一覧表を作成し、それに基づいて報告、確認・検算を行うこととした。 ・ 令和6年度より、他の財政援助団体への補助の基準を参考に補助基準を改め、社会福祉協議会及び区で共有した。	

財政援助団体等監査指摘事項2

所 管 組 織	教育委員会事務局 学務課	団体名 株式会社 フードサービスシンワ
指摘の内容	・誤りのある収支報告書により、指定管理料の精算を行っていたもの 軽井沢少年自然の家の指定管理に係る令和4年度の指定管理料の精算にあたり、事業者は7項目について収支報告書の記載金額の積算を誤り、結果として指定管理に係る収支が赤字となる収支報告書を作成し区に提出した。 所管は当該収支報告書の精査を怠り、誤りのある収支報告書を受領し、指定管理に係る収支が赤字であることを理由として指定管理料の区への返還を求めないとする精算を行っていた。 事業者が誤った収支報告書を提出したこと、所管はその精査を怠り、収支報告書の誤りに気づかず指定管理料の精算を行ったことは不適正である。	
原因・理由	・従来から、指定管理者が提出する収支報告書は、基本的に間違いはないものという認識で収受していたため、内容の精査が不十分だった。 ・収支報告書上の数値の足し上げ等の確認は行っていたが、直接施設に出向いてチェックすることが容易ではないことから、数値の根拠となる資料の確認までは行っていなかった。	
講じた措置の内容	・指定管理者には、修正後の収支報告書を提出するよう指示した。 ・令和5年12月6日に、担当職員が軽井沢少年自然の家に赴き、修正後の収支報告書の金額について、台帳や各種会計書類と照合して確認を行い、誤りがないことを確認した。 ・修正後の収支報告書により、赤字ではなく黒字であることが判明したため、精算のやり直しを行い、指定管理者に対し精算による返還を求めた。 ・指定管理者と再発防止策を協議し、今後は、収支報告書提出時に根拠資料の提出を求め、正しい内容であることを確認した上で、事業報告書として収受することとする。	

財政援助団体等監査指摘事項3

所 管 組 織	教育委員会事務局 学務課	団体名
指摘の内容	・事業計画書に係る適正な受理手続を欠き、かつ、そのことについて不適切な説明を行っていたもの 軽井沢少年自然の家指定管理運営業務に関する基本協定では、当該年度の実業計画書を、当該事業年度の開始日（4月1日）の一月前までに区に提出し、その承認を受けなければならないとされている。 同施設の令和4年度の実業計画書について、所管は、令和4年2月22日に指定管理者から電子メールで送信を受けていたにもかかわらず、その受理を怠り、協定で定める提出期限を越えた3月15日付けで、電子メールで送付されたものと同一内容の実業計画書を紙文書により受理していた。 期限の定めのある書類の受理に係る適正な取扱いを欠き、結果として協定に定める期限内に手続が行われていなかったことは不適正である。 また、期日内に事業計画書が受理されていないことに対して、本監査に先立ち実施した定期（財務）監査において監査事務局長がその事実関係について照会した際に、所管は、課長名で「事業者からの提出書類等に不備があり書類のやり取りを行ったため提出期限を超過した。今後、事業者への指導を徹底する。」と回答した。 しかし、本監査の実施過程において、所管は回答内容を「書類に不備はなく電子書類の未収受であった。」と訂正した。 監査委員から命を受けた監査事務局長からの照会に対して、必要な確認を怠り、事実と異なる回答を行ったことは不誠実かつ不適切である。	
原因・理由	・令和4年2月22日にメールで事業計画書が提出されていたにもかかわらず、速やかな収受処理を行わず、そのまま失念してしまった。 ・基本協定に、「事業計画書は、乙が事業年度開始日の一月前までに提出し、甲の承認を受けなければならない。」と規定されている認識が不足しており、3月15日に提出された紙の実業計画書を同日付で収受した。 ・令和5年度の定期財務監査で、事業計画書が事業開始一月前までに区に提出されていなかったことについて質問を受けた際は、同時期にやり取りをしていた他の書類と誤認し、事業者に改めて聴取する等、十分な事実確認をしないまま、回答してしまった。	
講じた措置の内容	・基本協定、年度協定を再度確認し、内容を十分に理解した。 ・期限の定めのある書類提出等については、指定管理者とも連携を密に取りながら、遅滞なく収受することとした。 ・ガイドラインと相違していた箇所や、実態として変更されている内容については、指定管理者と協議の上、基本協定・年度協定ともに改正を行った。 ・監査からの質問については、十分な事実確認を行った上で、誠実に回答する。	

6 中 総 防 第 1 0 6 5 号

令 和 6 年 9 月 3 0 日

中野区監査委員 様

中野区長 酒 井 直 人

各種監査結果の意見に対する取組状況について（回答）

令和6年6月26日付6中監第365号で照会のあった、各種監査結果の意見に対する取組状況について、別紙のとおり回答いたします。

記

1 意見に対する取組状況

別紙「令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況」のとおり

6中教教第1261号
令和6年10月8日

中野区監査委員 様

中野区教育委員会

各種監査結果の意見に対する取組状況について（回答）

令和6年6月26日付、6中監第365号により照会のありました中野区教育委員会としての各種監査結果の意見に対する取組状況について、別添のとおり回答いたします。

令和5年度 監査意見一覧

監査名	意 見	区 分
定期（財務） 監査	1 毎年度、繰り返される事務処理の誤りについて、区としてその原因を認識し、対策を講じること	区長 教育委員会
	2 不適切な事務処理に対して、原因を分析し、事務手続の見直しを図ること	区長 教育委員会
	3 行政のDXを推進し、効率的、効果的な事務を執行すること	区長 教育委員会
定期（工事） 監査	1 中野駅周辺まちづくり全体の統制を適切に行うこと	区長
財政援助団体 等監査	1 財政援助団体との情報交換、共有の推進	区長 教育委員会
	2 監査の機会を課題確認、解決の契機とする取組の強化	区長 教育委員会
行政監査	1 適切な契約手続の徹底に向けた取組の強化	区長 教育委員会
	2 マニュアルの整備、職員への情報の周知	区長
	3 物品調達におけるトータルコストの把握と基準の検討	区長
	4 区民目線による総合的な調達方針の確立	区長

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（財務）監査

1	毎年度、繰り返される事務処理の誤りについて、区としてその原因を認識し対策を講じること 毎年度、繰り返される同様の誤りについては、所管による対策のみでは、同じ結果が繰り返されるのは明らかである。<u>全庁的な改善事項として捉え、責任ある統括部署が庁内を主導し、間違いが起こりにくい事務処理への改善や、新設職場に対する集中的な研修などを行い、PDCAサイクルによって効果を検証するなど、実効性のある取組を実施されたい。</u> 回答：区長 教育委員会
取組状況	内部統制推進会議委員長（副区長）から各所管の管理職員はじめ各職員に対し、全庁的な重要事項として原因を十分に検証し、すべての職場において適切な財務処理を行うよう改善を指示する通知を発出し、周知を徹底する。また、各所管において実施している職員研修について、職員課の人材育成係とともに、意見にある「間違いが起こりにくい事務処理への改善」に主眼を置いた内容を盛り込み実施していく。 そうした対策を実施しPDCAサイクルによる検証によって、次年度以降、繰り返されていた同様の誤りを減少させ改善を図っていく。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（財務）監査

2	不適切な事務処理に対して、原因を分析し、事務手続の見直しを図ること 補助金の交付や確定事務の遅れについては、申請者である区民、事業者に対し実績報告の書類等を必要以上に求めているか、また、事業者や講師への支払遅延については、支払までの手続について、相手方に対し事前に丁寧な説明を行っているかなど、<u>区民及び事業者の視点から事務手続の見直しを検討されたい。</u> 区が区民や民間事業者とパートナーシップを築き、区民サービスの向上を図る事業が増加している。適正な補助金、助成金の執行は、区民や民間事業者と協働していく上で、区の信頼性を担保するものである。執行にあたっては簡素で柔軟な対応が求められるところであるが、指摘事項の2「他の要綱を準用して支払を行っていたもの」のように、事務手続が要綱と異なるものであってはならない。区民、事業者の状況に応じた対応は必要であるが、根拠となる規則や要綱に則したものでなければならず、<u>規則、要綱の改正は、適切に行われたい。</u> <u>業務が多忙を極めていたことを不適切な事務処理の原因の一つとして挙げた事例も見られたが、いかなる状況下にあっても、単にマンパワー不足を理由として事務改善を怠ることがあってはならない。要綱等で定められた手続を再度点検し、規則、要綱の改正は、適切に行われたい、</u>区民、事業者の視点に立った簡素で明瞭な事務手続の見直しに着手されたい。 回答：区長 教育委員会
取組状況	内部統制推進会議委員長（副区長）から各所管の管理職員はじめ各職員に対し、要綱等で定められた手続を再度点検し、その結果、事務手続の見直しが必要なもの、あるいは規則、要綱の改正が必要なものに対しては原因を明らかにしたうえで、適切に行うことを通知し、限られた人員体制のなかでも創意工夫をもって組織的に事務改善を進めていく。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（財務）監査

3	行政のDXを推進し、効率的、効果的な事務を執行すること <u>行政のDXとは、デジタル技術の導入によって、事務を単に紙ベースからデジタルベースに変換するのではなく、同時に事務のプロセスを見直し、簡素化及び明瞭化することで、区民や事業者と行政の双方の利便性、業務の効率性、正確性を向上させるものである。DXを進めることで、職員の認識不足や確認ミスなどによる単純な誤りの防止につながり、区民サービスに振り向ける時間を増やすことができる。</u> <u>例えば、資金前渡金について、駐車料金等の支払を職員の私費で立替払いを行った不適切な事例が毎年のように生じている。このことについて、電子マネーや公用のクレジットカードの使用など現金を扱わない手法の検討をすることによって、現金管理事務の負担軽減や単純ミスの防止につなげることができる。昨年度の監査でも触れたところであり、進めていただきたい。</u> <u>このような各種のシステム等を活用した改善については、全庁に共通した課題や問題点として責任ある統括部署が主導し、順次実施することが必要である。具体的には、様々なICTツールの機能を有効に活用し、効果的なチェック機能を実装する事務改善を推し進め、定期（財務）監査において毎年かつ頻繁に指摘されている問題点を抜本的に解消されたい。</u> 回答：区長 教育委員会
取組状況	区におけるDXの推進は新庁舎への移転を契機に取り組んでおり、今後もDX推進室を中心に関係所管と共に柔軟な発想でシステムやICTツールを活用して、区民や事業者の利便性を向上させるとともに業務の効率化を図っていく。また、資金前渡金について電子マネーや公用のクレジットカードの使用などに変えていく件については、現金の使用がすべて必要ない条件が整っているかなど研究し、二重処理など煩雑にならないよう検討していく。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

定期（工事）監査

1	中野駅周辺まちづくり全体の統制を適切に行われたい 中野駅周辺まちづくり事業は、市街地再開発事業（中野四丁目西地区、中野四丁目新北口駅前地区、囲町西地区、囲町東地区、中野二丁目地区）、土地区画整理事業（中野四丁目新北口駅前、中野三丁目、中野二丁目）、街路事業（新北口駅前広場、中野駅西側南北通路・橋上駅舎等）や中野区新庁舎整備事業の11事業が並行して進められている。 今回監査において指摘した中野駅新北口駅前広場追加基本設計及び関係機関協議支援業務委託は、業務の進行管理が不十分だったため、不適正な変更契約を繰り返し行っていたものである。このような一部の事業の遅れは全体の遅延を招きかねない。区がこれまでに経験したことのない多くの事業が一体となって行われる<u>中野駅周辺のまちづくりを遅滞なく着実に進めるためには、関係機関との協議などを密接に行い、各事業の進捗状況を把握し広い視野に立って調整を図ることが重要である。所管は情報の共有や連携を図るとともに各事業の進捗状況を的確に把握し、必要に応じて外部専門家の力を借りるなど、中野駅周辺まちづくり全体の統制を適切に行われたい。</u> 回答：区長
取組状況	・複数進行中の警視庁協議状況を把握するため、所管（中野駅周辺まちづくり課）の警視庁協議担当を指名し、一元管理することとした。 ・進捗管理を徹底するため、スケジュールと課題リストを共有する。 ・委託の正しい履行期限の設定や進捗管理、関係機関協議の対外調整の実施方法などは庁内チームミーティングを活用して共有する。 ・委託先との定例会議のなかで課題リストを活用して進捗管理を行う。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政支援団体等監査

1	財政援助団体との情報交換、共有の推進 今回監査において指摘した社会福祉協議会への補助金及び軽井沢少年自然の家の収支報告書の両案件については、単に財政援助団体から提出された決算一覧表を確認するだけでは、その正確性を確認することができず、会計手続の中で作成される様々な帳票と突合しなければ、当該報告書の審査ができないものであった。 令和5年度の定期(財務)監査の総括意見でも述べているが「適正な補助金、助成金の執行は、区民や民間事業者と協働していく上で、区の信頼性を担保するものである。」ことを十分認識するべきである。 審査を適正に実施していくためには、確認のためにどのような帳票を求めるのか、いつから着手していくのかなど、解決を要する様々な課題がある。 <u>各団体とのコミュニケーションの強化を図り、これらの課題に適切に対応されたい。</u> <u>その際、ICTツールやシステムの活用による事務の効率化や、財政援助を受ける団体の事務の簡素化を合わせて考えるなど、一步踏み込んだ視点から、区と財政援助を受ける団体の相互体制が強化され、効果的かつ正確な事務の執行が可能となるよう進められたい。</u> 回答:区長 教育委員会
取組状況	【社会福祉協議会に関して】 補助金の実績報告にあたって、社会福祉協議会と区で同じ認識にたって補助方針に適合した報告・点検ができるよう、報告金額の内訳を記載するよう改めるとともに、チェック表や補助対象経費及び補助基準額についての一覧表を作成し、それに基づいて報告、確認・検算を行うこととした。 令和6年度より、他の財政援助団体への補助の基準を参考に補助基準を改め、社会福祉協議会及び区で共有した。 【教育委員会・軽井沢少年自然の家に関して】 今回の監査指摘を重く受け止め、指定管理者と再発防止策について協議した。 これまでは、指定管理者から提出された収支報告書には誤りがないものという前提で、提出を受けた報告書をそのまま収受してきたが、それでは、今回のような指定管理者側のミスに気付くことができないことを認識した。 そこで、令和5年度の収支報告書提出時には、根拠資料となる補助元帳の提出を求め、疑問点は指定管理者に問い合わせ確認を行い、収支報告書と一致することを十分審査した上で収受を行った。 今後も、指定管理料の執行に関して区民から疑念を抱かれることのないよう、適正な審査の実現に向け指定管理者とのコミュニケーションを強化していく。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

財政支援団体等監査

2	監査の機会を課題確認、解決の契機とする取組の強化 今回監査において、指定管理により運営する軽井沢少年自然の家の事業計画書の受理にあたり監査委員から命を受けた監査事務局長からの照会に対して、事実と異なる回答があった。 令和4年度の定期(財務)監査における意見でも付したとおり、我々監査委員が監査を行う目的は、不正又は非違の発見を旨とする点以上に、区民の税金でまかなわれている様々な行政活動が、区民の福祉の増進に向け、最少の経費で最大の効果を挙げるべく取り組まれているかという点を確認検証することである。 そのためには、事実を正確に把握し、課題解決に向けた検討を進めることが不可欠である。 <u>監査の機会を問題の合规性、効率性、経済性、有効性の観点から課題を検証し、改善を進める重要な機会として再認識し、監査事務局からの照会を真摯に受け止め、正確かつ本質的な状況の把握を行う職場風土の構築を改めて求めたい。</u> 回答:区長 教育委員会
取組状況	監査事務局からの照会等については、正確かつ本質的な状況の把握を行い、改善を進める重要な機会とし取り組んでいくことを、内部統制推進会議委員長（副区長）から各所管の管理職員はじめ各職員に対し通知し周知徹底する。 【教育委員会・軽井沢少年自然の家に関して】 今回の監査指摘を受け、指定管理者を管理する所管として、指定管理者制度に関する各種規定や、基本協定、年度協定への理解が不十分であったことを痛感した。そこで、担当者一同でそれらを再度確認するとともに、内容の理解を深めた。 その上で、指定管理者制度ガイドラインと相違していた箇所や、実態として取り扱いを変更していた内容については、指定管理者と協議の上、基本協定、年度協定ともに改正を行った。 また、期限の定めのある書類提出等については、指定管理者と連携を密に取りながら、遅滞なく収受することを確認した。 監査事務局からの照会に対し、十分な事実確認を行わずに事実と異なる回答をしたことについては深く反省している。 監査事務局からの照会は真摯に受け止め、正確かつ本質的な状況の把握を行う重要性を課職員全体で共有し、今後は照会に対しては正確かつ誠実に回答することを確認した。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

行政監査

1	適切な契約手続の徹底に向けた取り組みの強化 リース契約に含まれる、「本体経費」「設置費」「撤去費」「保守費」などの各項目の内訳は、多くが把握されておらず、全体の90%で「不明」であった。契約に含まれる経費の内容について契約時に十分把握することは、物品調達にあたって単純にリース契約を選択するのではなく、<u>購入など他の手法と比較検討するうえで必要な要素であり、契約時においてのみ検討が可能である。リース契約の検討過程の際に、費用内訳の把握を行うことについて検討されたい。</u> 回答:区長 教育委員会
取組状況	物品調達にあたり、保守等を含めた使用期間全体に係るトータルコストを把握することは、経済的な予算執行を実現するうえで欠かせない条件であり、契約課を中心に、各所管においてリース契約を検討する際には費用内訳の把握を行い、購入など他の手法と比較し、より効果的で適切な契約手続を徹底するよう取り組んでいく。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

行政監査

2	当初リース契約、再リース契約双方の仕様書に撤去作業が記載されている契約について、「当初の契約と二重払いになるのではないか」との所管への質問に際し、「再リース終了時の支払はない」と各所管共通の回答であったが、今後所管が行うとしている仕様書等への修正内容は、記載方法、解釈に統一性がなく、各所管対応となっていた。 これらの手続を適切に行っていくことは、区の契約の合规性を確保していくことに加え、契約の相手方への適切な情報提供や合意形成の過程を担保していくために必要である。 <u>これまで所管対応となっていた手続で、共通した部分については、マニュアルの整備、職員への情報の周知など、契約担当部署を中心として組織的な取組を展開されたい。</u> 回答：区長
取組状況	仕様書等の記載について共通した部分については、契約課を中心にマニュアルの整備、職員への情報の周知などを各所管と共に取り組んでいく。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

行政監査

3	物品調達におけるトータルコストの把握と基準の検討 現在、物品調達の際に、「リース」とするか「購入」とするかの統一的な財政上の判断基準は示されておらず、「総合的な視点から個別事案ごとに判断する」こととされているものの、留意すべきポイントすら示されていない。結果として、単年度の負担額が少ないリース契約を選択する傾向にある。 <u>保守を含めた使用期間全体に係るトータルコストを把握して、判断基準に活用するという視点が必要である。</u> 例えば、車両のリース契約等では、5年間の当初の契約終了時において、引き続き車両をリースする際にも経費の内訳がなく、残存価値も不明確となっていた。結果として、トータルコストが購入価格を上回っているのかどうかの根拠がないまま、「単年度の経費負担が軽減される」という理由から、再リース契約が繰り返されているケースが散見された。 物品調達にあたっては、調達全体に係るコストを把握し、リース、購入にかかわらず具体的に活用できる客観的なデータを収集することが肝要である。また、長期的な経費の想定や必要となる経費の平準化と財政状況を見極め、経費抑制や区民サービスの影響等を踏まえた総合的な視点からの判断も必要となる。 <u>今後は、物品調達におけるトータルコストの把握と判断基準を区として検討されたい。</u> 回答：区長
取組状況	現在、物品調達の際に、「リース」とするか「購入」とするかの判断については「総合的な視点から個別事案ごとに判断する」こととしているが、今後は、財政課、契約課、デジタル政策課を中心に、物品調達におけるトータルコストの把握と区としての判断基準についても検討していく。

令和5年度の各種監査結果報告に付した意見に対する取組状況

行政監査

4	区民目線による総合的な調達方針の確立 リースで調達された物品はパソコンや印刷機などの事務用機器が主である一方、スポーツ施設のトレーニング機器や各施設に配置されているAEDなど、区民に直接に係わる物品についてもリースで調達されている。 特に、<u>区民の利用に供する物品については、経済性のみに着目するのではなく、安全性、利便性、環境への配慮、幅広い世代の使いやすさなどに着目し、区民サービスの充実という点からの更新について検討、検証が必要である。</u> 回答：区長
取組状況	区民の利用に供する物品については、安全性を第一に、さらに使いやすさなどの利便性、環境への配慮、経済性も含めたうえで調達しているところであるが、更新の際には区民サービスの充実という点からさらに検討していく。